平成３０年（フ）第２５６号
広島県東広島市西条町御薗宇5139番地１
シャロム御薗宇302号
債務者　濱畑　嘉輝
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　祐司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０号
福岡県筑後市大字鶴田417番地　市営住宅鶴田団地113号
債務者　村上敬一郎
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２７号
岐阜県安八郡輪之内町海松新田７番地の１
債務者　新井　光子
１　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第４１１号
名古屋市中村区橋下町１番33号　レオパレスＴ＆Ｓ103号
債務者　髙島　　道
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４５号
北九州市若松区西畑町５番33―503号
債務者　吉武　葉子
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２４６号
北九州市若松区西畑町５番33―503号
債務者　吉武　貴之
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２９２号
北九州市小倉南区若園１丁目25番４号
債務者　村岡　辰弘
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３０７号
北九州市小倉北区今町１丁目２番２―201号
債務者　橘　　恵
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３１１号
北九州市八幡西区上上津役３丁目20番31―403号
債務者　恒松　秀子
１　決定年月日時　平成30年５月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１７０号
愛知県岡崎市東大友町字足鹿31番地６
債務者　石原　眞奈（旧姓河田）
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第９０号
高知市高須新町２丁目８番９号　Ｆグレース高須新町207
債務者　門脇　久美
１　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４７２号
埼玉県久喜市北中曽根39番地１
債務者　阿部ゆり子
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４８６号
埼玉県川口市大字安行原1036番地の４　ブルースター201
債務者　東儀　佳彦
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５２５号
埼玉県川口市大字安行原1258番地　安行原住宅1102号
債務者　川中　美雪
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２１号
埼玉県狭山市大字北入曽565番地の９
債務者　斎藤　絵里
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２３０号
埼玉県所沢市大字北秋津461番地の９
債務者　橋本しずか
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２５４号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘１丁目１番28―203号　セジュールカトリヤ
債務者　清水　亜紀（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部